

洪水に関する避難確保計画

施設名：_____

年 月 作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務または利用する全ての者に適用する。

【施設の状況】

人		数	
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先・避難経路は、「土砂災害・洪水ハザードマップ」を確認し、土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域等の危険な個所を避け、以下のとおりとする。

「土砂災害・洪水ハザードマップ」

<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/kategorie/bousai-syoubou/bousai/hazard-map/hazard-map.html>

避難経路図

「施設及び避難先の位置」と、「施設から避難先までの避難経路」を直接この枠内に貼り付けてください。

※国土交通省HP「重ねるハザードマップ」や「Googleマップ」の画像等で構いません。

施設所在地	
避難場所	

4 防災体制
連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下に該当する場合 ▶ 陸前高田市に「大雨・洪水警報」の発表	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 施設所在地区に「高齢者等避難」の発令 ▶ 近傍の河川水位が「避難判断水位」えたとき	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 施設所在地区に「避難指示」の発令 ▶ 近傍の河川水位が「氾濫危険水位」を超えたとき	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収 集 方 法
気象情報	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ、ラジオ・ インターネット<ul style="list-style-type: none">➢ 気象庁HP 陸前高田市のページ (http://www.jma.go.jp/jp/warn/f_0321000.html)
河川水位	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット<ul style="list-style-type: none">➢ 岩手県HP 河川情報システム (http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet) 観測所：世田米観測所（住田町） 館観測所（竹駒町） 味米観測所（矢作町）
高齢者等避難 避難指示	<ul style="list-style-type: none">・ 防災行政無線、広報車等の広報・ テレビ、ラジオ・ 土砂災害情報相互通報システムからのメール配信（登録制）・ SNS（フェイスブック、ツイッター）・ 緊急速報メール（対応機種のみ）・ インターネット<ul style="list-style-type: none">➢ 市HP (http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとするが、悪天候の中の避難や、夜間の避難で危険を伴う場合は、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内で安全確保を図るものとし、その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所			
屋内安全確保			

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりとし、日頃から、その資器材等の維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	
避難誘導	
屋内安全確保	
利用者	
そのほか	

8 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

■ 防災訓練